

～政策関連～

【深掘】生態環境部、市場監督管理総局 GHG自主的排出削減取引管理の試行弁法公布 体制構築進み、排出削減の重要手段に

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

2023年10月、生態環境部、市場監督管理総局より、『温室効果ガス(GHG)自主的排出削減取引管理弁法(試行)』(部令 第31号、[温室气体自愿减排交易管理办法\(试行\)](#)、以下『新弁法』)が公布されました。

その後も、中国の温室効果ガス自主的排出削減量となる「中国認証排出削減量」(Chinese Certified Emission Reduction、以下「CCER」)[プロジェクトの開発](#)に関わる『温室効果ガス自主的排出削減プロジェクトの設計と実施ガイドライン』([温室气体自愿减排项目设计与实施指南](#)、以下『設計ガイドライン』)や、第一弾となる4つの方法論、[プロジェクトの登録](#)に関わる『温室効果ガス自主的排出削減登記規則(試行)』([温室气体自愿减排注册登记规则\(试行\)](#)、以下『登録規則』)、[実際の取引](#)に関わる『温室効果ガス自主的排出削減取引と清算規則(試行)』([温室气体自愿减排交易和结算规则\(试行\)](#)、以下『取引規則』)が次々と公布されました。

これらの政策の公布・実施により、2017年から新規登録・申請が中止されてきたCCERの市場再開に関わる準備が整い、すでにCCERプロジェクトの確保・開発に向けて動きだしている企業もあります。来年には新たなCCERが炭素排出権取引市場の取引対象に加わり、排出権取引対象企業や自主的な排出削減を実現したい企業にとって、関連取り組みの手段の一つになることが予想されます。本稿ではその内容、仕組みおよび企業への影響などについて解説します。

～ 主な CCER 関連規定一覧 ～

管理方法	2012年6月	『温室効果ガス自主的排出削減取引管理暫定弁法』《 温室气体自愿减排交易管理暂行办法 》(旧、本件より廃棄) http://www.mee.gov.cn/ywgz/ydqhbh/wsqtkz/201904/P020190419527272751372.pdf
	2023年10月	『温室効果ガス自主的排出削減取引管理弁法(試行)』《 温室气体自愿减排交易管理办法(试行) 》(新) https://www.mee.gov.cn/xxgk/xxgk02/202310/t20231020_1043694.html
プロジェクト開発関連	2023年10月	第1弾となる4つの方法論 『方法論: 植林カーボンシンク』《 温室气体自愿减排项目方法学 造林碳汇(CCER-14-001-V01) 》 https://www.mee.gov.cn/xxgk/xxgk06/202310/W020231024631535201815.pdf 『方法論: 系統連系型太陽熱発電』《 温室气体自愿减排项目方法学 并网光热发电(CCER-01-001-V01) 》 https://www.mee.gov.cn/xxgk/xxgk06/202310/W020231024631536565589.pdf 『方法論: 系統連系型洋上風力発電』《 温室气体自愿减排项目方法学 并网海上风力发电(CCER-01-002-V01) 》 https://www.mee.gov.cn/xxgk/xxgk06/202310/W020231024631537178788.pdf 『方法論: マングローブ林造林』《 温室气体自愿减排项目方法学 红树林营造(CCER-14-002-V01) 》 https://www.mee.gov.cn/xxgk/xxgk06/202310/W020231024631537753613.pdf
	2023年11月	『温室効果ガス自主的排出削減プロジェクトの設計と実施ガイドライン』《 温室气体自愿减排项目设计与实施指南 》 http://www.ncsc.org.cn/xwdt/gnxw/202311/W020231117528226201126.pdf
登録・取引関連	2023年11月	『温室効果ガス自主的排出削減登記規則(試行)』《 温室气体自愿减排注册登记规则(试行) 》 http://www.ncsc.org.cn/xwdt/gnxw/202311/W0202311175282262020716.pdf
	2023年11月	『温室効果ガス自主的排出削減取引と清算規則(試行)』《 温室气体自愿减排交易和结算规则(试行) 》 https://file.ccer.com.cn/atta/20231116/1700126626497022464.pdf
取引システム		中国全国温室効果ガス自主的排出削減取引システム https://www.ccer.com.cn/wcm/ccer/html/index.html



MIZUHO

瑞穂銀行

WeChat公式アカウント

オフセットクレジットと CCER の概要

オフセットクレジットの概要

CCER はオフセットクレジットの一種なので、CCER を解説する前に、まずオフセットクレジットの概念についておさらいしたいと思います。

オフセットクレジットは認証排出削減量とも呼ばれ、CO₂ 排出削減や森林吸収など、プロジェクトによる「排出削減量」や「吸収量」について、国や国際組織などが認証し取引可能なクレジットとして発行するものです。このクレジットを、排出削減需要のある企業が調達することで、スコープ 1～3 の排出量と相殺し、排出削減を実現することができます¹。

オフセットクレジットは世界中に複数存在します。例えば、京都議定書に基づくクリーン開発メカニズム経路で発行される CER (Certified Emission Reduction) や、国連に認められていない機関が認証する VER (Verified Emission Reduction または Voluntary Emission Reduction) などがあります。

CCER は 2012 年より、CER (京都議定書に基づくクレジット²) を参考に構築・運用開始された中国独自のオフセットクレジットで、中国の再生可能エネルギーや省エネ、林業、メタン利用 (2017 年以前) などクリーンエネルギー-PJ³ による温室効果ガスの排出削減効果につき、国家が方法論に基づき定量化して認証を行うものです。

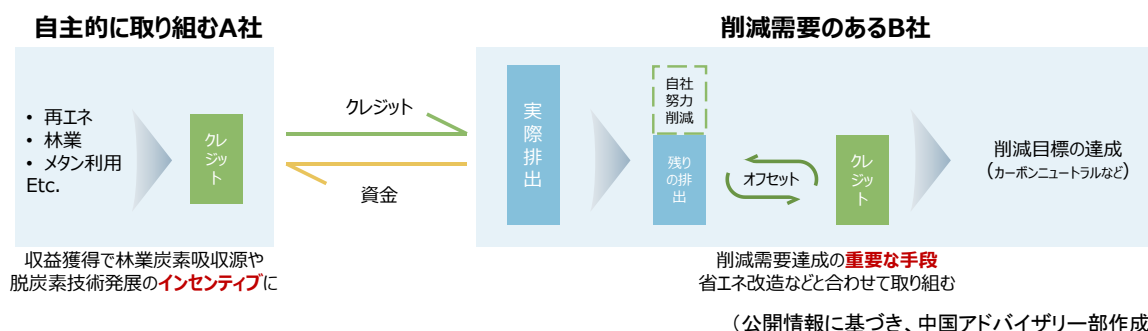
オフセットクレジットの意義

オフセットクレジットの開発・発行・取引・調達の体制づくりは、脱炭素技術発展を促進し、脱炭素社会に向けて良い循環を形成するうえで、重大な意義があると考えられます。

排出削減需要のある企業にとって、削減の取り組み内容によっては大きな投資を要し、削減効果が表れるのに時間がかかるため、現段階では比較的ローコストなオフセットクレジットの調達で、削減目標を達成でき、その分、省エネ改造などにも注力できるようになります。

一方で、オフセットクレジットの開発者にとって、クレジット販売で収益を獲得し、さらなる脱炭素技術の展開ができるようになり、調達・開発両サイドにメリットをもたらす仕組みが構築されています。

【図表1】オフセットクレジット開発・調達の期待効果



¹ GHG 排出量算定のグローバル基準である GHG プロトコルでは、オフセットクレジットはスコープ 1～3 と分けて個別報告と要請

² 2005 年以降、CER (CDM) は中国で急成長を遂げており、2015 年 10 月末時点ですでに 3,764PJ が中国政府の承認を受け、発行数は 1,464 項目に達し、項目数・発行数ともに世界の半分を占めるまで至ったも、2013 年以降、世界的な CER プロジェクト過多による需要減、中国 PJ の信頼性・安定性につき懐疑的な見方などから、EU 市場では中国など新興国の CER プロジェクト・クレジットを実質対象から除外

³ 認証されるプロジェクト対象は方法論により異なる。2012～2017 年で実際採用された方法論は 200 個を上回っていたが、今回の申請再開では元の方法論を全部廃止し、新しい方法論を構築する必要がある。これによりプロジェクト対象範囲の変化も見込まれる

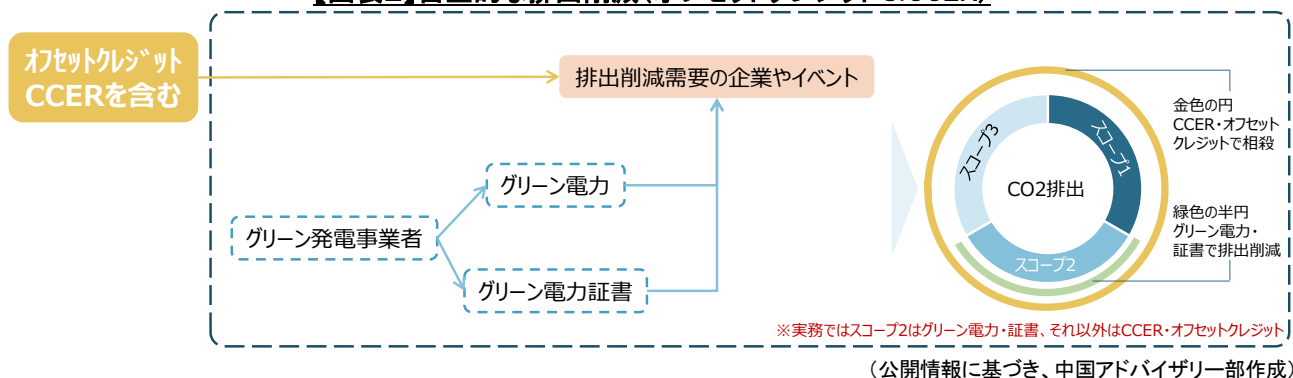
中国でのオフセットクレジット

自主的な排出削減としての活用

CCERを含めたオフセットクレジットは、自主的な排出削減行動に活用することで、スコープ1~3の排出量を相殺することができます。

企業の電力使用の部分について、グリーン電力&証書での相殺方法(オフセットクレジットと比較し同じオフセット効果に対し低コスト)もあるため、実務上、スコープ2はグリーン電力&証書で、それ以外の排出をオフセットクレジットで相殺することが多くなります。

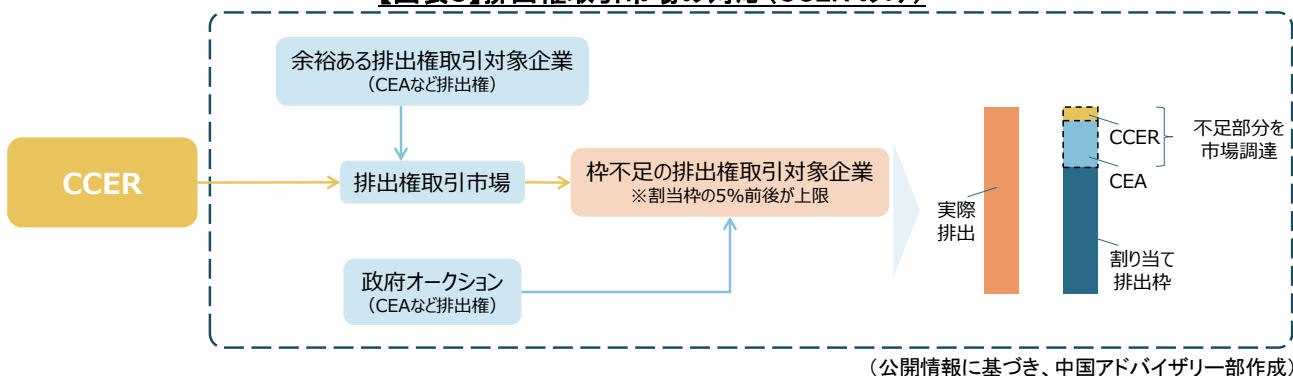
【図表2】自主的な排出削減(オフセットクレジット&CCER)



排出権取引市場の対応

CCERは中国の炭素排出権取引市場の取引対象にもなっているため、排出権取引対象企業がCEAなど排出権の一部の代わりとしてCCERを調達し、排出権不足を補うこともできます。この場合、CCER調達には制限があり、全国炭素排出権取引市場と地方市場とそれぞれ上限額が設けられており、多くは排出権の割当枠の5%前後となっています。

【図表3】排出権取引市場の対応(CCERのみ)



中国で調達可能なオフセットクレジット4種

中国で調達・活用可能なオフセットクレジットは主に4種類あります。CCERのほか、京都議定書由来のCER、IETA、TCG、WBCSD、WEF⁴が運営するVCU(Voluntary Carbon Unit)クレジット及びゴールドスタンダード事務局が運営するGS-VER(The Gold Standard Voluntary Emission Reductions)があります。

⁴ 【IETA】国際排出量取引協会 (International Emission Trading Association)

【TCG】クライメイトグループ (The Climate Group)

【WBCSD】持続可能な開発のための世界経済人会議 (World Business Council for Sustainable Development)

【WEF】世界経済フォーラム (World Economic Forum)

CCER の特徴としては、前述の通り炭素排出権取引市場の取引対象になっていること以外、対象セクターは現状、再生可能エネルギーの一部(系統連系型太陽熱発電、系統連系型洋上風力発電)と林業だけにとどまっています。

【図表4】中国で活用可能なオフセットクレジット

	CERs	CCERs (中国認証排出削減量)	VCUs	GS VERs
管理機関	CDM (クリーン開発メカニズム)	発改委→ 生態環境部	VCS (Verified Carbon Standard)	GS事務局 (Gold Standard)
設立	2005年	2012年	2005年	2003年
本部	ドイツ (UNFCCC)	中国	米国	スイス
対象セクター	再生可能エネルギー、エネルギー効率改善、林業など	植林カーボンシンク、系統連系型太陽熱発電、系統連系型洋上風力発電、マングローブ林造林 ※新しい方法論構築中	再生可能エネルギー、化学工業、運輸、廃棄物処理、農業・林業など	バイオガス発電・熱供給、風力発電、太陽光発電など
CDP	○	○	○	○
SBTi	-	-	-	-
RE100	-	-	-	-
中国ETS	-	○	-	-
備考	京都議定書の失効に伴い新規認証・発行停止、残存量流通	2017年に取引量の低迷、一部プロジェクトの標準未達等を背景に新規認証・発行停止、残存量流通。 24年年初から発行再開予定	世界で最も取引量が多いオフセットクレジット (22年末時点で累計10億トンCO ₂ e以上)	健康増進、雇用創出、教育向上など近隣住民、地域社会への影響に関し追加評価。プロジェクトの「質」が高い

(公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

ここまではオフセットクレジットとしての CCER の概念などを解説いたしましたが、本稿では今回再開された CCER を中心に解説します。

CCER の発展～中止～再発足

これまでの経緯

CCER は国家発展改革委員会が公布した『温室効果ガス自主的排出削減取引管理暫定弁法』(温室気体自願減排交易管理暫行办法、以下「暫定弁法」)と『温室効果ガス自主的排出削減プロジェクトの査定と認証ガイドライン』(温室気体自願減排項目审定与核证指南)のもとで、2012 年から発足されたものです。

2017 年に CCER 需要が伸びないことや、一部のプロジェクトの内容問題などを背景に、新規申請が中止されました。さらに、2018 年 3 月の第 13 回全国人民代表大会での国务院機構改革に基づき生態環境部が創設され、炭素排出権取引を含め、CCER の主管部署も従来の国家発展改革委員会から生態環境部に移行されたことにより、CCER の新規申請再開にも長い準備期間を要することになりました。

2021 年の全国統一炭素排出権取引市場の開始に伴って、CCER 取引ニーズが急増し、2017 年以前に認証済みの CCER 既存量(在庫)が急減しているため、新たな CCER の申請再開が待ち望まれていました。そのため、本件により、その準備作業が一気に進むことになりました。

【図表5】CCERのこれまでの発展



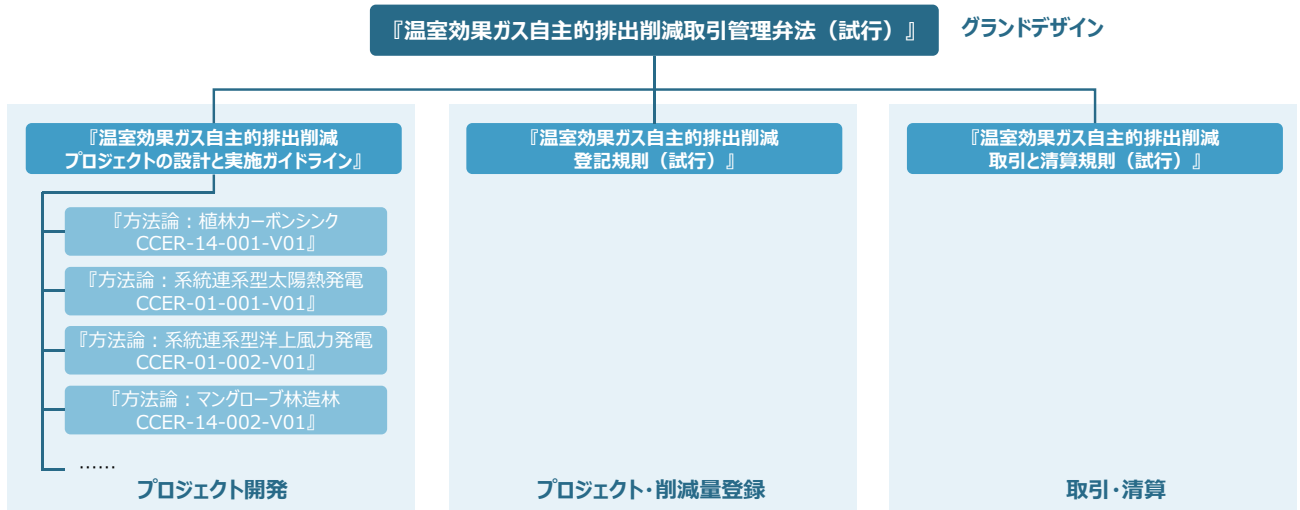
(公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

CCER再開に向け体制構築

2023年7月の意見募集を経て、生態環境部、市場監督管理総局は10月19日に共同で『新弁法』を公布しましたが、これはCCERの再開に向けたグランドデザインとなりました。

その後、CCERプロジェクトの開発に向けて『設計ガイドライン』及び方法論の第一弾が4つ公布されました。さらにCCER取引に向けて『登録規則』、『取引規則』もそれぞれ公布され、CCER申請再開の準備が整いつつあります。

【図表6】体制構築政策の位置づけ



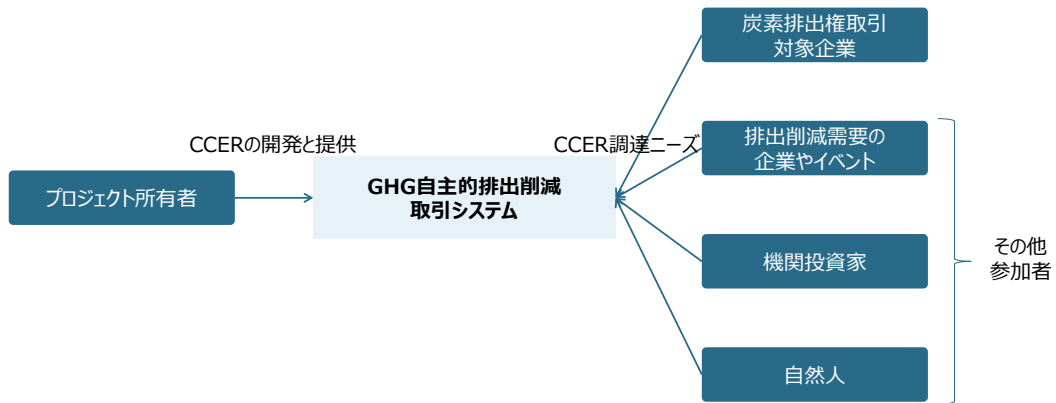
(公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

参加者

『登録規則』『取引規則』などの内容を踏まえ、CCER取引の参加者は排出権取引対象企業以外、その他参加者としての削減需要のある企業や、機関投資家、自然人の参加も認められています。

なお、機関投資家、自然人の炭素関連取引への参加は、炭素排出権取引の試行地方市場の一部で、実験的に認められていましたが、その全国展開を全国統一炭素排出権取引市場ではなく、先にCCER取引に取り入れられたのは大きな進展といえます。

【図表7】CCER取引の参加者



※企業、投資家、自然人などについては「国家の関連規定を満たした」と前提条件があるが現時点で規定内容不明

(『登録規則』『取引規則』などの内容に基づき、中国アドバイザー一部作成)

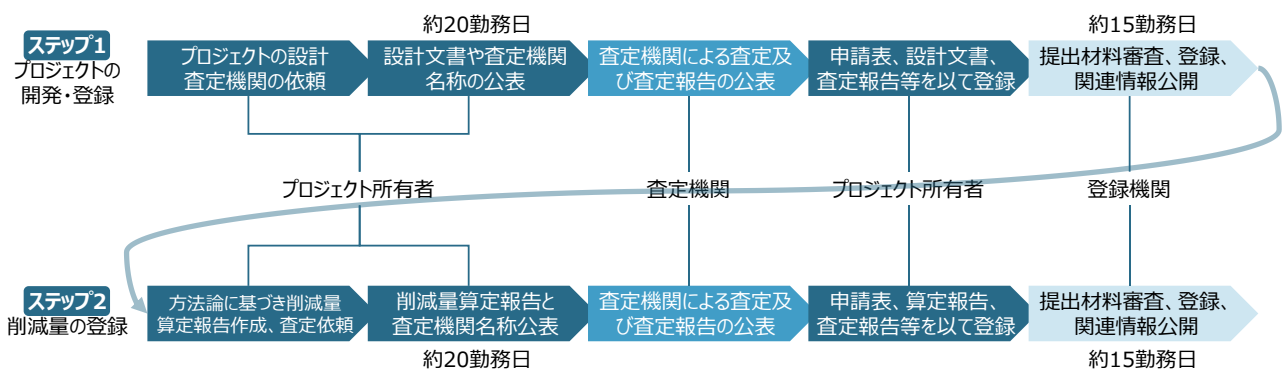
CCER プロジェクトの開発と認証

CCERの開発と登録

『新弁法』『設計ガイドライン』などを踏まえると、CCERの開発と登録は大きくは、「プロジェクトの開発・登録」と「削減量の登録」の2つの段階に分けられています。それぞれ詳細は下表にまとめております。

一部査定機関の都合により、それぞれの段階にかかる日数は明確にされていませんが、「プロジェクトの開発・登録」が終わってからでないと、「削減量の登録」に進むことができません。そのため、2つの段階をクリアするのに数か月(明確にされた日数だけでも70勤務日)かかる計算になります。

【図表8】CCER開発の2つの段階



(『新弁法』『設計ガイドライン』などの内容に基づき、中国アドバイザー一部作成)

また、『新弁法』では、プロジェクトの「真実性」「唯一性」「追加性」についても強調されています。

つまり、①プロジェクトとその削減効果は真実なものであり、②削減量は他の削減メカニズムに参加せず効果の重複計上の懸念がなく、③一般的な商業プロジェクトとしての実施に財務的もしくは技術的なハードルがありクレジット取引による投資が必要、ということが3原則として存在しています。

ちなみに、「削減量の登録」においては、**2020年9月22日以降に生産される削減量までさかのぼって算定・認証・登録**することが可能なので、後記方法論に合致するプロジェクトの場合、「プロジェクトの登録」が終わり次第、「削減量の登録」に進めることができます。

なお、メディア報道によると、CCERクレジットの生成と販売収益獲得に向けて、一部企業では他社が開発・運営するCCERプロジェクトを取得する動きもみられます。

新しい方法論の構築

CCER の認証は方法論の構築がベースとなります。2012～2017 年の CCER 申請では 200 を超える方法論が採用されましたが、今回の CCER 申請再開では、既存の方法論を全部廃止させ、一から方法論を構築することになっています。

これは同時に、2017 年前に認証・登録済みのプロジェクト所有者(2017 年申請中止までに 2,871 プロジェクト)も、新たな CCER のクレジットを開発・登録する前に、まず新しい方法論に基づき、再認証・再登録を行う必要があることを意味します。

現在、すでに公布された方法論は 4 つあります。林業カーボンシンクにかかわる『方法論:植林カーボンシンク』と『方法論:マングローブ林造林』、エネルギー分野にかかわる『方法論:系統連系型太陽熱発電』と『方法論:系統連系型洋上風力発電』です。

2017 年の中止する前の CCER プロジェクトには、「ごみ焼却発電」や「建築物省エネ」など日系企業の技術が長けている分野もありました。その後、新たな方法論の研究・構築・公布が続くとみられるため、そのなかに日系企業の技術や製品が活用されるか、参加機会があるかにも注目されています。

CCER の取引参加

アカウント準備

『新弁法』によれば、取引参加者は「登録システム」と「取引システム」の両方でアカウントを作る必要があります。2 つのアカウント双方ともに、1 主体(企業もしくは個人)につき 1 個までですが、「取引システム」のアカウントのみ、複数の操作員の登録と関連の操作権限付与が可能となっています。

なお、かかる操作員の権限変更・抹消・新規追加のルールについて、今回は言及されていないため、今後実務により明らかにされていくことが期待されます。

取引のルール

取引のルールですが、取引対象は現段階では CCER のみとしていますが、「国家の規定に基づき適時に新品目追加」としており、今後は取引対象の拡大が見込まれます。

取引方式ですが、「リスティング(挂牌协议)」「大口協議(大宗协议)」「オークション(单向竞价)」の 3 種類と定められています。

「リスティング」では買い希望の参加者が必要量と買い希望単価を、売り希望の参加者が保有量と売り希望単価をそれぞれ開示し、ほかの参加者がその内容を見て落札する方式です。一般的に、こちらの取引方式が多用されています。また、リスティングの単価は当日基準価格⁵の±10%と上下幅が設定されています。

「大口協議」では特定の数量的条件を満たした買い希望と売り希望の参加者の間で、双方協議を通じて取引を行う方式です。大口協議の単価にも±30%といった上下幅が設定されています。

⁵ 「当日基準値」とは前の取引日の同じ取引方式における取引価格の加重平均値。ない場合は直近の基準値とする

「オークション」は「買いオークション」と「売りオークション」の両方があります。参加者の希望により開催されるため、常時開催ではありません。また上下幅の設定もありません。詳細な取引ルールは下表をご参照ください。

なお、取引における非公開情報などを利用したインサイダー取引の禁止、重大な違法容疑の調査中の参加者の参加資格停止など、禁止ルールも明記されています。

【図表9】取引の関連規則

管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全国温室効果ガス自主的排出削減取引機構（全国取引システムの運営・管理、取引・清算サービスの提供） ✓ 全国温室効果ガス自主的排出削減取引システム（実際の取引）
取引日	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 月曜日～金曜日の9：30-11：30、13：00-15：00（祝・休日等は休場とする） ✓ オークションは別途公告
取引単位	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 最低数量単位は1tCO₂e ✓ 最低金額単位は0.01人民元
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国の関連規定に準拠する法人、その他組織、自然人 ※現状、域外投資家の参加は一部地方市場（広州、深センなど）を除き、明確化されていない
取引対象	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国認証排出削減量（CCER） ※国家の規定に基づき適時に新品目追加
取引方式	<p>①リスティング 挂牌协议</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 買い希望は必要量と希望単価、売り希望は保有量と希望単価をリスティング ✓ 同値落札複数の場合は時間順による ✓ 上下幅制限は当日基準値±10% <p>②大口協議 大宗协议</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定の取引対象の数量条件を満たした取引双方が協議を通じて合意・取引 ✓ 上下幅制限は当日基準値±30% <p>③オークション 単向竞价</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 参加者の希望に基づき市場がオークションを実施 ✓ 結果に基づき、落札者に取引対象を売り渡し、もしくは譲り受ける
その他規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取引アカウントに実質ある取引対象数量と資金を申告の上限とし、これを上回る申告は禁止 ✓ 取引で取得した資金は当日の取引に活用可能 ✓ 同じ参加者が同じ取引対象を買ってから売り出す、もしくは売ってから買い戻す場合は最低5取引日の間隔 ✓ 取引日当日のうちにアカウントの詳細（資金、残高など）確認可能。異議がある場合は次の取引日開始時間までに書面にて提出

（『取引規則』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

今後の展望

短期影響と長期展望

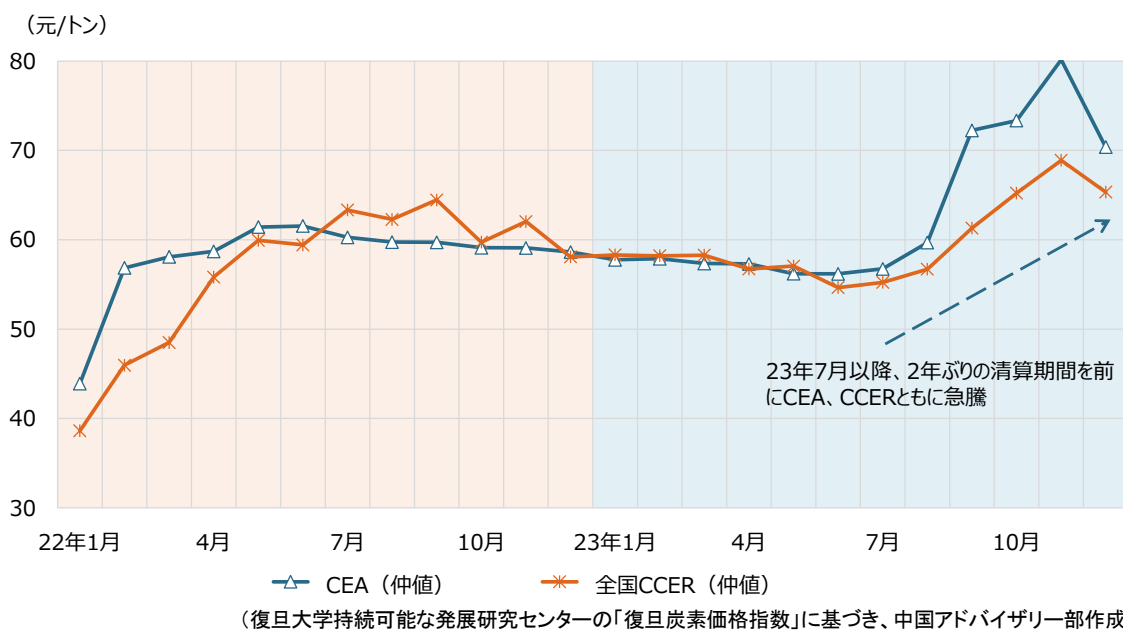
CCERの申請再開により、短期的には対象企業のコスト負担軽減が見込まれます。

復旦大学持続可能な発展研究センターが公表したCEAとCCERの価格指数によれば、2022年7月～23年5月のCCER価格指数はCEAを上回っていましたが、CCERのニーズの上昇による既存量の減少などの影響が背景にあり、それ以外の期間ではCCERはCEAよりやや安くなっています⁶。

⁶ CCERは炭素排出権取引市場の取引対象を補完するものであり、CEAより価格が下回っていないと、参加者の取引インセンティブにはつながらないため、常に一定程度CEAより下回って推移することが望まれる

2023年10月生態環境部の通告によれば、2017年以前の発行済みのCCERは2024年12月末まで使えます。そのため、CCERの申請再開をすれば、短期的にはCCERの供給増でCCERの価格上昇を抑制することが見込まれ、企業は割当枠の5%までCCERを調達し、残りの不足部分をCEA調達で対応すれば、一定のコスト負担軽減効果が期待されています。

【図表10】CEAとCCER 価格指数の推移



しかし、カーボンピークアウトの時期に向けて排出枠の配分が年々厳しくなり、また脱炭素が世界の共通認識として強化されつつある中で、CCERを含めたオフセットクレジット自体への潜在的なニーズの拡大などが予想されます。これらの動きを踏まえ、長期的にはCEAと同様に、単価が徐々に上昇していくものと考えられます。そのため、企業の排出削減関連コスト負担は長期的には増加傾向であることには変わらないとみています。

新しい方法論構築が注目

前述の通り、2017年までの200を超える方法論は今回で全て廃止され、一から新しい方法論の構築が進められています。

今回、公布された4つ以外は、直近、国家能源局では「バイオディーゼル燃料」をCCERに加える動きもあり、まず車用と船用の両方で応用拡大を図る方向です。

今後、CCER開発そのものへの日系企業の参加チャンスはもちろん、CCERの内容拡大もしくは技術応用拡大に伴った日系企業の製品、技術の利用拡大につながる可能性もあるため、引き続き注目となります。

排出権取引、グリーン電力証書との連動

CCERは今後、グリーン電力証書、CEA市場と連動し、参加者の排出削減コストの重要な構成要素になるとみられています。

今回のCCER再開にかかわる制度構築は、細かい部分(取引方法や時間など)において、2021年から始動された全国範囲の排出権取引と協調性がとれたと思われる内容も含まれます。

また、23年8月に公布されたグリーン電力証書にかかる『再生可能エネルギーグリーン電力証書全範囲化の推進 再生可能エネルギー消費の促進に関する通達』⁷(発改能源[2023]1044号)の通達では「グリーン電力証書と、全国炭素排出権取引、GHG 自主的排出削減(CCER)取引の制度間連携を研究し、相乗効果を生み出す」と記載された通り、今後はこの3つが、中国で運営されていく企業にとって、カーボンニュートラル・炭素排出削減において最も重要な要素になるとみられます。

関連金融プロダクツの拡大

本件公布後、中国興業銀行では、同銀行成都支店より中国初となる「CCER 開発・リンク・ローン」(CCER プロジェクトの開発向け、金額 1,000 万元)、また同銀行ハルビン支店より中国初となる「CCER プロジェクト査定・削減量査定・デュアルリンク・ローン」(CCER プロジェクト開発、プロジェクト査定、削減量査定向け、与信枠 1,000 万元)をそれぞれ発行しました。

中国の「3060」目標に向けて、関連産業やプロジェクトの促進を目的として、グリーン貸付やグリーン債券のカテゴリから金融製品のラインナップが充実してきています。今後、CCER 市場の発展に伴い、関連金融プロダクツの拡大も見込まれます。

最後に

各部署が連携して、急速に進めてきた CCER の開発・登録・取引などに関わる制度構築ですが、まだまだ不明点が残されています。例えば、CCER 取引の参加者において、「その他参加者」に関し「国家の関連規定を満たした」という前提条件で、「国家の関連規定」とは具体的に何を指しているのかは現状不明です。

また、インサイダー情報を利用した取引に関する禁止が記載されていますが、具体的にどんな情報を「インサイダー情報」と定義づけるかも、明確化が必要です。

さらに、今回新しい方法論が 4 つ公布されましたが、そのうち 2 つはエネルギー分野に属しており、グリーン電力証書の発行対象と被るため、削減効果の重複計上につながらないか、という懸念もあります。これをどう回避するかにも、注目されます。

今年 11 月、習国家主席が米サンフランシスコで開催された「アジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議」の書面演説で「まもなく始動される全国温室効果ガス自主的排出削減取引市場は、巨大なグリーン市場を創出する」と述べ、同市場の再始動の重要性を強調しました。今後の同市場と排出権取引、グリーン電力証書との連動、関連体制の整備、これらが日系企業にもたらす影響に、さらに注目していく必要があります。

*

具体的な政策・実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせ下さい。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

⁷ 詳細は拙作「みずほ中国ビジネス・エクスプレス(第681号)」をご参照。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0734-XF-0105.pdf>

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 郭

Tel：021-3855-8888 (Ext: 1153)

E-mail：Jiabin.Guo@mizuho-cb.com

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。